

佐賀県自社施工適正実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部、地域交流部及び農林水産部が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、請負者自身による施工（以下「自社施工」という。）が必要な工事（以下「対象工事」という。）について、発注手続、施工体制の確認等の必要な事項を定める。

(自社施工の定義)

第2条 自社施工とは、発注工種（別表第1欄）の区分に応じ、対象工種（別表第2欄）を施工する際、別表第3欄に定める技術者等（以下「自社技術者等」という。）が全て請負者の社員であることをいう。

(自社施工)

第3条 請負者は対象工事については自社施工をしなければならない。ただし、特殊技術や適期施工等のため発注機関がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

(対象工事)

第4条 対象工事は、入札公告及び特記仕様書に記載された対象工種とする。

(発注手続)

第5条 発注機関は、対象工事を発注するときは、入札公告の契約の条件及び特記仕様書に対象工事であることを記載することとする。

(自社技術者等名簿の事前提出)

第6条 対象工事の請負者は、施工計画書提出時に、工事の規模に応じた「技術者等名簿（変更）届出書（自社員）（様式第1号）」を提出するものとする。

(自社技術者等の事前確認)

第7条 発注機関は、「技術者等名簿（変更）届出書（自社員）（様式第1号）」に記載された技術者等が常時雇用関係にあるかどうかを必要に応じて確認するものとする。確認は出勤簿、給与台帳、健康保険証等により行うものとする。この場合において、不備が見受けられた場合は、請負者に訂正を指示し、改めて提出させるものとする。

(現地確認)

第8条 発注機関は、対象工事の施工期間中、必要に応じて確認時期（別表第4欄）に自社施工をしているかどうか現地確認を行うものとする。

2 現地確認は、総括監督員、主任監督員、一般監督員及び監督員補助又は発注機関の長が指名する者（以下「監督員等」という。）のうち原則として2名以上により行うものとする。

3 現地確認で、不適切な事例が見受けられる場合は、次の各号に定めるところにより指示等を行うものとする。

(1) 現地確認においては、監督員等が請負者に対し、直ちに自社技術者等を当該工事現場に配置すること等を指示するものとする。

- (2) 監督員等は前号の指示後、第2項に定めるところにより再度現地確認を行うものとし、違反が認められたときは、発注機関の長は文書により、請負者に対し是正するよう要求し、それでも是正されない場合、佐賀県建設工事請負契約約款第46条第1項第4号の規定に基づき契約解除を行うものとする。また、契約解除を行った場合は、「不正行為等報告書(様式第3号)」を作成し、その工事を所管する各部長(県土整備部長、地域交流部長及び農林水産部長)に対し当該違反内容に係る報告を行うものとする。
- 4 監督員等は現地確認の結果について、「自社施工状況確認票(様式第2号)」を作成するとともに、必要に応じ現地確認の状況を写真等に記録しておくものとする。この場合において、当該写真等が契約解除や指名停止等の根拠となるため、事実を客観的に記載し、及び記録しておくものとする。

(自社技術者等の変更)

第9条 発注機関の長は、請負者から自社技術者等の病気等により配置できない旨の申出があり、やむを得ないと認めたときは自社技術者等の変更を認めるものとし、「技術者等名簿(変更)届出書(自社員)(様式第1号)」を提出させるものとする。

(自社技術者等の兼務)

第10条 請負者は、対象工事の施工に当たり、技術者等(別表第3欄)の職種を兼務させることができる。

附 則

1 この要領は、平成22年1月20日から施行し、平成22年2月1日以降の入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日以降の入札公告を行う対象工事から適用する。

別表

発注工種 (第1欄)	対象工種(第2欄)	技術者等 (第3欄)	確認時期(必要に応じて) (第4欄)
法面工	客土、植生基材吹付工	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③法面工	客土、植生基材吹付時
	吹付法枠工		法枠吹付時
	モルタル・コンクリート吹付工		モルタル・コンクリート吹付時
アンカー工	グラウンドアンカー(鉄筋挿入工を含む)工	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③オペレーター	削孔時 グラウト材注入時
地すべり防止工	地すべり防止工(集排水ボーリング)	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③オペレーター	掘削時
交通安全施設工(塗装)	区画線工	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③オペレーター	塗料塗布時
交通安全施設工(とび)	ガードレール工(機械打込)		打込時
電気	道路照明設備工	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③電工	主たる工事の施工時
塗装工	鋼構造物塗装工	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③塗装工	塗装時
舗装工	上層路盤工、基層工、表層工(アスファルト)	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③フィニッシャー運転手 ④マカダムローラー運転手 ⑤タイヤローラー運転手	上層路盤施工時 基層施工時 表層施工時
造園工	植栽工	①主任(監理)技術者 ②現場代理人 ③造園工	主たる工事の施工時

※第3欄の法面工、電気、塗装工、造園工は公共工事労務調査の職種の定義及び作業内容を参照のこと。